

「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」報告

～概要版～

章 川崎市の小・中学校の現状

1 児童生徒数、学校規模

(1) 児童生徒数、学級数の推移

小学校の児童数は、平成12年度まで減少を続けてきたが、その後は増加している。学級数も平成10年度まで減少し、以降は増加に転じている。

中学校の生徒数、学級数は、ともに昭和61年度から一貫して減少を続けてきた。

(2) 1校あたりの児童・生徒数の変化

小学校1校あたりの児童数は、昭和54年度以降減少し続けた後、平成12年度を境に微増傾向になった。中学校1校あたりの生徒数は、昭和58年度以降減少が続いてきた。

(3) 学校規模

小学校1校あたりの学級数は、平成11年度を境に近年は微増傾向にある。中学校1校あたりの学級数は、昭和58年度以降減少が続いている。

学校規模を10年前と比較すると、小学校では規模別格差が拡大してきており、中学校は、全体的に小規模化が進行している。

2 通学区域

(1) 通学区域の定め

通学区域は、児童生徒数の適正規模、通学距離・時間及び安全性、地域の特性などを考慮して設定されている。

(2) 川崎市における通学区域の状況

通学距離・時間について、川崎市では、特に問題となっていないが、児童生徒が交通機関を利用して通学する地域が一部存在する。また、幹線道路や、鉄道の軌道を含む通学区域が存在する。

通学区域と町内会の区域との整合性では、人口急増期の分離新設の影響で、多くの学校が町内会を分割している。通学区域が複数の中学校区にまたがる小学校が少なくない。

章 学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題

1 学校の小規模化に伴う諸問題

(1) 学習指導上の問題

・集団規模が小さいと体育でのゲームや音楽での合奏等、学習そのものが不成立になる。

- ・運動会での集団演技、自然教室での集団活動等活性化に欠ける。
 - ・話し合い活動や共同作業的な活動で、学習内容の深まりや広がりが増えるが困難になる。
 - ・習熟度別学習等に対応した指導体制を組むことが困難になる。
- (2) 児童生徒の生活面の問題
- ・学級編成替えがないことにより価値観が固定化されがちになる。
 - ・人間関係上の問題発生時に学級編成替えによる解消が難しい。
 - ・教員数が少ないために放課後等の児童生徒の活動が制限される。
- (3) 学校運営上の問題
- ・単学級の発生は学年を一人で経営することになり、共同研究も難しくなる。
 - ・中学校では、特に実技科目で1名対応となりやすく、業務、指導、研究にならざるを得ない。
 - ・校務分掌の負担増により児童生徒への指導や教材研究等の時間が制約される。
 - ・学級経営に問題が生じた場合に、他の教員による支援体制の構築が難しい。
 - ・教職員の年齢構成の上昇を招き、学校の活性化に欠ける。
 - ・研修会等の参加が制限され、最新情報の入手が困難になる。

2 学校の大規模化に伴う諸問題

- (1) 学習指導上の問題
- ・特別教室の利用等、施設面での使用制限が多くなる。
 - ・児童生徒ひとりひとりの理解や全体の掌握が難しくなる。
 - ・運動会体育祭での種目が制限されたり練習場所の確保に制約を受けることが多い。
- (2) 児童生徒の生活面の問題
- ・児童生徒間の交流や理解が不十分になり、好ましい人間関係や信頼関係が育ちにくい。
 - ・小学校ではボール遊び等の種類や人数が制限される。
 - ・中学校では部活動や委員会活動における活動場所が制限される。
- (3) 学校運営上の問題
- ・教員相互の連絡調整や連携が不十分になり、教育活動の一貫性に欠けたり、共通理解に時間がかかったりする。
 - ・校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約が多くなる。
 - ・1学年の児童生徒数が多いため、校外行事での付き添い教員数の確保が困難になる。

章 川崎市立学校における適正規模

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の教育環境
- ・多様な価値観を持つ仲間と触れ合える学校規模が望ましい。
 - ・クラス替えの効果が発揮できる学級数の確保が必要である。
 - ・児童生徒間や教員との関わりが十分に保たれる学校規模が望ましい。

(2) 学校運営

- ・教員相互が教育効果を高めていくには、小学校で1学年3～4学級程度の規模が望ましい。
- ・教科担任制である中学校では、全校で12学級以上が望ましい。
- ・学校・学年運営を考慮すると、小学校では1学年4学級程度まで、中学校では8学級程度までが望ましい。

2 適正規模

- 小・中学校とも普通学級で、12～24学級程度を適正規模とする。
- 児童生徒の急増地域については、一時的に30学級までを許容学級とする。

章 学校の適正配置と学校再編

学校の適正規模化に向けた具体的な方法は、「通学区域の変更」及び「学校の統廃合」が考えられる。

1 通学区域の変更による適正規模化

(1) 小規模校の解消

通学区域の変更により学校の適正規模化を進め、併せて単学級の学年が持続的に出現する場合や、老朽校舎の改築時を捉えて統廃合の検討を行う。

(2) 過大規模校の解消

通学区域の変更により適正規模化を進める。

(3) 通学区域の変更の際の留意点

- ・市民への説明、情報提供を行い、共通理解を図る。
- ・適切な通学距離・通学時間に配慮する。登下校時の通学安全の確保にも努める。
- ・地域組織と通学区域との整合性など個々の地域事情や行政区との関係に配慮して行う。

2 校舎の改築及び大規模改修事業による学校の統廃合

(1) 改築時における適正規模化

- ・改築を行う学校の学級数は、適正規模の範囲とする。
- ・改築予定校同士が隣接する場合、一つの適正規模校への統合の可能性を検討する。
- ・改築予定校に小規模校が隣接する場合、一つの適正規模校への統合の可能性を検討する。

(2) 大規模改修事業による適正規模化

大規模改修事業による整備を行った上、小規模校同士をひとつの適正規模校へ統合することの可能性を検討する。

3 児童生徒数の今後の動向

今後 6 年間の推計では小学校の児童数は増加が続き、中学校の生徒数も増加傾向に転じて推移する予測になっている。今後、適正規模の規準を超えたり、下回ったりする学校が出現した場合は、近隣校の配置状況等を総合的に勘案し、適正規模化へ向けた具体的な検討を行う。